

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
X-169	令和7年度施設整備に係る情報発信調査検討役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月13日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年10月7日(火) (10:30)

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 上記(3)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年9月18日(木) 9:00 までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及

び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。

(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。

(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

(4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和7年 9月 19日（金） 17:00 までに提出しなければならない。

(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札について令和7年 10月 3日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。

(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30~18:15（12:00~13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

仕様書		
件名	仕様書番号	
令和7年度 施設整備に係る情報発信調査検討 役務	作成年月日	令和7年8月6日
	作成課	整備計画局 施設整備官付

1 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、「令和7年度 施設整備に係る情報発信調査検討業務（以下「本役務」という。）」について規定する。

本役務は、自衛隊施設の強靱化等の取り組みを確実に推進するため、建設工事及び設計業務等の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることを目的とし、防衛省が採用または適用する入札制度、積算等の技術基準、働き方改革への取り組みなど、防衛省発注案件の魅力向上に資する効果的な情報発信方法の企画・立案等を行うものである。

(2) 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書を規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書が定める事項がこの仕様書と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書を優先する。

ア 著作権法（昭和45年法律第48号）

イ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）

(3) 一般事項

ア 成果物の著作権については、成果物の所有権移転の際に、すべて官側に譲渡するものとし、契約相手方は情報保全の観点からも、官側の承諾を得ずに役務の成果を他に公表し、貸与し、供用してはならないものとする。また、契約相手方は、本契約に際して第三者が有する著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとし、成果物中に契約相手方が従来から所有している著作権または第三者の著作権が含まれている場合には、これらの著作物の著作権は譲渡の対象外とする

イ 契約相手方は、本役務の実施にあたり、官側又は契約相手方のいずれか一方から疑義が提起された場合、この仕様書によりがたい事態が発生した場合及びその他必要な場合には、官側と協議するものとする。ただし、軽微な変更は、監督官の指示に従うものとし、この場合の業務委託料及び履行期間については変更しない。

(4) 用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は、以下に定めるところによる。

ア 「指示」とは、監督官が契約相手方に対し、役務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

イ 「報告及び提案」とは、契約相手方が監督官に対し、役務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

ウ 「承諾」とは、契約相手方が監督官に対し、書面で申し出た役務の遂行上必要な事項について、監督官が書面により同意することをいう。

エ 「協議」とは、書面により契約相手方と官側が対等な立場で合議することをいう。

オ 「提出」とは、契約相手方が監督官に対し、役務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

カ 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、作成年月日を記録し、署名したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は電子メール等により伝達できるものとするが、後日、書面をもって処理するものとする。

キ 「打合せ」とは、役務を適正かつ円滑に実施するために契約相手方と監督官が面談により、役務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

(5) 著作権

成果物の著作権は、成果物の所有権移転の際に、すべて官側に譲渡するものとする。

また、契約相手方は、本契約に際して第三者が有する著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。

なお、成果物中に契約相手方が従来から所有している著作権または第三者の著作権が含まれている場合には、これらの著作物の著作権は譲渡の対象外とする。

(6) 情報の保全

契約相手方は、本件の実施にあたり、知り得た全ての情報及び役務の成果を本件実施中及び実施後において、官側の承諾を得ずに第三者に開示、貸与、供与してはならない。

(7) 業務関係書類の適正な管理について

業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出防止に万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

なお、業務関係書類とは、本仕様書、業務実施計画書、成果物等のほか、本支店等で作成する関連書類の一切を含むものとする。

(8) 再委託

ア 契約相手方は、役務における総合的な企画及び判断並びに役務遂行管理部分を第三者に再委託してはならない。

イ 契約相手方は、コピー、文字入力、印刷、製本、資料整理等の簡易な作業を第三者に再委託する場合は、官側の承諾を得なくてもよいものとする。

ウ 契約相手方は、A) 項に規定する役務以外を第三者に委託する場合は、官側の承諾を得なければならない。

2 役務の内容

(1) 一般事項

ア 業務計画書の作成

契約相手方は、役務の履行にあたって、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督官の承諾を得るものとする。また、業務計画書には、次の内容を記載する。技術提案書に記載した配置予定の業務従事者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の全体責任者であるとの監督官の承諾を得なければならない。

(ア) 業務従事者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、及び公示日時点の手持業務の状況

(イ) 協力会社の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力者がある場合）

イ 監督及び検査について

監督及び検査は、施設整備課の支出負担行為担当官補助者が実施するものとする。

ウ 協議等について

契約相手方は、業務着手時から履行期間の間、適宜、監督官と緊密に協議し、業務を実施するものとする。

契約相手方は、監督官に対して役務に係る協議、打合せ、報告又は提案を行う場合には、付紙1に示す書面を電子データ（ワード等）で作成し、作成年月日を入れたものを迅速に送付する。また、緊急又はやむを得ない事情がある場合には、口頭により行うことができるものとするが、後日、書面を提出しなければならない。

(2) 役務内容

ア 国や地方公共団体等における情報発信方法の収集・分析

(ア) 国、地方公共団体、特殊法人等の発注機関*における情報発信方法（情報発信手法及び情報発信内容）を発注機関毎に収集し、情報発信の効果又は利点を分析する。（分析数は20サンプルを予定）

*発注機関は、建設工事及び建設コンサルタント業務を発注する、国の機関（地方支分部局含む）、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）、特殊法人等（国立大学法人、NEXCO各社、UR都市機構）を想定しており、具体的な機関数については、契約後、官側と協議の上決定する。

イ 建設事業者への効果的な情報発信方法の提案及び資料の作成

(ア) 上記アの結果を踏まえ、防衛省本省及び地方防衛局が実施する建設事業者への効果的な情報発信方法の改善に係る提案及び情報発信に係る資料の作成を行う。

なお、情報発信に係る資料は、建設会社及び建設コンサルタントの各事業者向けに以下の内容を含むものとする。

- ① 防衛省が行う施設整備に係る施策
- ② 防衛省（地方防衛局等）が採用する入札・契約制度
- ③ 積算等の技術基準の概要
- ④ 働き方改革への取組
- ⑤ 情報保全に係る規則の概要
- ⑥ その他、契約相手方が提案する魅力向上に係る資料

(イ) 地方防衛局が実施する建設事業者（建設会社及び建設コンサルタント等）への説明会に立会するなどし、説明会の実施状況を踏まえ、全体評価及び改善点を提案する。（説明会は3回（北海道地方、首都圏、九州地方）を予定）

ウ その他

防衛省が行う業界団体との意見交換会への業務支援（資料の作成、議事録の取りまとめ）を行う。

なお、意見交換会は4回を予定している。

エ 定期報告について

上記（1）から（2）について、防衛本省もしくは、オンラインで月2回の業務状況報告を行うものとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

(4) 提出物

提出物については次のとおりとする。

項 目	規格・寸法等
1 業務報告書（本編）	A-4
2 業務報告書（資料編）	A-4
3 業務報告書（概要版）	A-4
4 その他	検討に使用した収集資料等

成果物のデータ形式は、文章、表形式については、ワード、エクセル、パワーポイント等により作成する。

(5) 役務に必要な要件

ア. 契約相手方に求める要件

官公庁が発注した情報発信に関する調査・分析・提案又はこれらに類似する調査・分析・提案業務を履行した実績を有すること。

イ. 業務従事者に求める要件

調査・分析・提案の実務経験が複数回ある等により、調査・分析・提案に関する知識を有すること。

3 その他

(1) 電子納品

ア 本役務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「防衛施設設計業務に係る電子納品手引書」（以下「手引書」という。）に基づいて作成されたものを指す。なお、「手引書」については、防衛省HP (<http://www.mod.go.jp/>) の「調達情報」、「建設工事に関するお知らせ」、

「建設工事の技術基準等」の「防衛施設建設工事に係る電子納品手引書について（通知）」の別紙第2を参照されたい。

イ 電子納品は、手引書に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で提出する。手引書で特に記載が無い項目については、監督官と事前協議の上、決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については、国土交通省の「電子納品運用ガイドライン【業務編】令和6年3月」等を参考にするものとする。

ウ 電子納品の提出の際には、国土交通省の「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出するものとする。

(2) 国等による環境物品等の調達に関する法律の遵守

本調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改訂があった場合には、これに従うものとする。

打合せ議事録

作成日：令和 年 月 日

業務の名称		
	監督官	管理技術者
(打合せの内容)		

令和7年度 施設整備に係る情報発信調査検討役務

応札資料作成要領

2025年（令和7年）8月

防 衛 省

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省発注案件の魅力向上に資する効果的な情報発信方法の企画・立案について以下の検討を行う業務において適用する。

- (1) 契約相手方は、国、地方公共団体、特殊法人等の発注機関における情報発信方法（情報発信手法及び情報発信内容）を発注機関毎に収集し、情報発信の効果又は利点を分析する。
- (2) 契約相手方は、防衛省本省及び地方防衛局が実施する建設事業者への効果的な情報発信方法の改善に係る提案及び情報発信に係る資料の作成を行う。
- (3) 契約相手方は、防衛省が行う業界団体との意見交換会への業務支援（資料の作成、議事録の取りまとめ）を行う。

2 防衛省が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

防衛省は、応札者に以下の表1に示す資料を提示する。応札者は、それらを受けて、以下の表2に示す応札資料を作成し、防衛省へ提出すること。

表1－防衛省が応札者に提示する資料

資料名称	資料内容
①仕様書	役務に係る仕様を記述（役務内容、各種要件等）したもの。
② 応札資料作成要領	応札者が、提案書に記載すべき項目の概要を記述したもの。
③評価手順書	防衛省が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述したもの。

表2－応札者が防衛省に提出する資料

資料名称	資料内容
提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを、別添1「技術評価基準表」の提案要求事項にしたがって記述したもの。（上記資料を除く。）
提案書記述箇所対応表	別添2「技術評価項目一覧表」の提案書頁番号欄に、対応する提案書の記述箇所の頁番号を付記したもの。

2.1 提案書作成要領

応札者は、以下に示す提案書の書式に従い、提案書を作成すること。

- a) 提案書は、日本語で十分にわかりやすい記述とすること。なお、必要に応じて、用語解説などを添付すること。
- b) 提案書は、A4版にて作成。特別に大きな図表等が必要な場合のみ、A3版にて記述

すること。

c) 従業員の賃金引上げによる加点評価を受ける場合、財計第 4803 号（令和 3 年 1 2 月 1 7 日）に基づき、提案書には「従業員への賃上げ計画の表明書」を含めるほか、以下に示す所要の手続きを実施するものとする。

a) 賃上げの実施を表明した企業等

大企業で従業員の賃金引上げの加点評価を受ける場合は、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの当社事業年度）（又は令和 7 年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率 3 % 以上とすることを従業員と合意した「従業員への賃金引上げ計画の表明書」【大企業用】（別紙 1）を契約担当官等に提出するものとする。

中小企業等で従業員の賃金引上げの加点評価を受ける場合は、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの当社事業年度）（又は令和 7 年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率 1. 5 % 以上とすることを従業員と合意した「従業員への賃金引上げ計画の表明書」【中小企業等用】（別紙 2）を契約担当官等に提出するものとする。

なお、提出書類にあたっては以下の表を参考とすること。

	提出書類	部数	提出時期	提出先	備考
大企業	従業員への賃金引上げ計画の表明書【大企業用】（別紙 1）	1 部	入札公告 に示す提 案書の提 出期限迄	契約担当 官等	増加率は、財 計第 4804 号 （令和 3 年 12 月 17 日）に基 づく
中小企業等	中小企業等 従業員への賃金引上げ計画の表明書【中小企業等用】（別紙 2）	1 部			

賃上げの加点評価を受けた大企業又は中小企業等の落札者は、加点評価を受けた「従業員への賃金引上げ計画の表明書」【大企業用】（別紙 1）の写又は「従業員への賃金引上げ計画の表明書」【中小企業等用】（別紙 2）の写に以下の表に示すいずれかの書類を添付のうえ事業年度終了後又は表明年分作成後、速やかに契約担当官等に提出するものとする。

	提出書類	部数	提出時期	提出先	備考
事業年度により賃上げ表明をした場合	法人事業概況説明書（別紙 3） 表明年度及び前年度分	各 1 部	事業年度終了後、速やかに	契約担 当官等	対前年度（又 は対前年）実 績がない新規 設立企業等に ついては、評 価の対象外
暦年により賃上げの表明をした場合	給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（別紙 4） 表明年及び前年分	各 1 部	表明年分作成後、速やかに		

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者による上記の「法人事業概況説明書」(別紙3)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が事業者等から提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

b) 複数年契約において賃上げの実施をした企業等

契約担当官等は、国庫債務負担行為による複数年契約を締結しているものうち、実質的に事業の同一性が確認される契約(システムの保守・点検に係る役務契約等の同一事業内容が継続的に実施されるものを基準とする。)については、次回の調達の際に以下の措置を講じるものとする。

①入札者が当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、対応する年度等の別途通知する税制措置の賃上げに係る適用要件を満たしており、かつ同期間において賃金の引下げを行っていない場合は、入札者は、「国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績加点整理表」(別紙5)を契約担当官等に提出するものとする。

なお、提出にあたっては以下の表を参考とすること。

	提出書類	部数	提出時期	提出先	備考
大企業 又は 中小企業等	国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績加点整理表(別紙5)	1部	入札公告に示す提案書の提出期限迄	契約担当官等	2年国債及び3年国債は加点の対象外

②当該加点は、当初の調達において落札した者(現契約の相手方)だけでなく、次回の調達の際に新規に入札へ参加する者及び前回の入札で落札者にならなかった者に対しても加点することができるものとする。

③複数年契約について加点を受けた落札者は、加点評価を受けた「国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績加点整理表」(別紙5)の写に以下の表のいずれかを添付のうえ当該契約期間終了後、速やかに契約担当官等に提出するものとする。

	提出書類	部数	提出時期	提出先	備考
事業年度により賃上げ表明をした場合	法人事業概況説明書(別紙3)表明年度及び前年度分	各1部	当該契約期間終了後、速やかに	契約担当官等	対前年度(又は対前年)実績がない新規設立企業等については、評価の対象外
暦年により賃上げの表	給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(別紙4)	各1部			

明をした場合	表明年及び前年分				
--------	----------	--	--	--	--

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者による上記の「法人事業概況説明書」(別紙3)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が事業者等から提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

c) 減点措置

加点を受けた落札者は、従業員と合意した「従業員への賃金引上げ計画の表明書」【大企業用】(別紙1)又は「従業員への賃金引上げ計画の表明書」【中小企業等用】(別紙2)若しくは「国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績加点整理表」(別紙5)に記載した賃上げ基準に達していない場合、「法人事業概況説明書」(別紙3)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)を提出しなかった場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合は、当該事実判明後の総合評価落札方式において、減点措置開始日から1年間、所定の点数を減点するものとする。

d) 提案書は、作成した応札者が類推されないよう、会社名を容易に想像できる文言を記載しないこと。

e) 提案書の提出に当っては、クリップ留めとし、カバー等は不要である。

2.2 提案書記述箇所対応表作成要領

応札者は、防衛省より提示された別添2「技術評価項目一覧表」の提案書頁番号欄に、対応する提案書記述箇所の頁番号を記入することにより、対応表を作成すること。

別添2「技術評価項目一覧表」の各項目の説明を、以下の表3に示す。

表3－別添2「技術評価項目一覧表」の各項目の説明

項目名	項目説明・記入要領	記入者
項目・細部項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)	防衛省
提案要求項目	応札者に提案を要求する内容	防衛省
評価区分	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分	防衛省
基礎点・加点・合計	各項目に対する基礎点と加点(獲得しうる最大の得点)	防衛省
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	応札者

2.3 提出要領

応札者は、以下の表4に示す①及び②の提出物を令和7年9月19日（金）17時までに大臣官房会計課契約係に提出すること。ただし、表4に示す提出物のうち2部のみ会社名を記載すること。

表4－提出物

提出物の名称	提出形式	数量
① 提案書 (上記資料を除く。)	印刷物	7部(2部のみ会社名を記載)
② 提案書記述箇所対応表	印刷物	7部(2部のみ会社名を記載)

3 その他

3.1 留意事項

a) 提出物の作成にあたり、質問等を行う必要がある場合には、別紙「質問状」に必要事項を記載の上、大臣官房会計課管理班物品管理係に予め電話連絡した上で、電子メールにて提出すること。

※質問状の提出期限

令和7年9月16日（火）12時までとする。

b) 前記の提案書に係る内容の作成要領にしたがった提案書ではないと防衛省が判断した場合には、提案書の評価を行わないことがある。

c) 応札者が提出した提案書（特に作業工数に係る）は、低入札価格調査を行う場合の資料とする。

d) 本事業で知り得たいかなる情報（公知の事実を除く。）については、その保全を徹底し、官の同意を得ることなく無断で第三者に漏洩してはならない。

e) 本事業の成果物については、その著作権も付随して防衛省に移転するものとする。ただし、本事業の以前から所有している著作権及び第三者が所有している著作権については、この限りではない。

f) 提出する提案書等の作成に掛かる経費については支払われない。

g) 提出された提案書等は返却されない。

h) 提出された提案書等について説明を求められたときは、これに応じること。

i) 他の者に関する説明内容及び審査状況について、その者（法人または個人）の利益を損なう恐れがあると認められる場合には、非開示情報として保護されるものとする。

j) 提案資料等は、契約の一部を構成するものとして契約書に添付するものとする。

3.2 質問状に関する連絡先

防衛省大臣官房会計課管理班物品管理係

電話番号：03-3268-3111 内線 20815、20816、20820

技術評価基準表

件名: 令和7年度 施設整備に係る情報発信調査検討役務

項目	提案要求項目	番号	評価区分	評価の観点	基礎点	加点
1 実施計画						
1.1 業務の目的	業務の目的	(1)	必須	仕様書の内容を理解し記述されているか。	15	—
1.2 実施スケジュール	全体スケジュール、仕様書各項目の実施手順	(2)	必須	契約期間における全体スケジュールが記載されており、中間報告、進捗状況報告、打合せの時期等が具体的に示され、日程等に無理がなく、実現性のある計画となっているか。	10	—
		(3)	任意	事業成果の達成のために、作業手順等が効率的であるか。	—	15
1.3 調査内容及び提案方法の妥当性・実現性	調査内容及び提案方法	(4)	任意	仕様書3.(2)記載の収集・分析業務について、収集・分析内容が全て記載され、具体的な実施方法が全て記載されているか。	—	15
		(5)	任意	仕様書3.(2)記載の情報発信方法の提案・資料作成業務について、留意点が記述され効果的な案が記載されているか。	—	15
2 実施体制						
2.1 契約相手方の要件	業務経験・能力	(6)	必須	官公庁が発注した情報発信に関する調査・分析・提案業務又はこれらに類似する調査・分析・提案業務を実施した経験があるか。	15	—
		(7)	任意	防衛省が行う情報発信に関する調査・分析・提案業務又はこれらに類似する調査・分析・提案業務を実施した経験があるか。	—	15
2.2 業務の実施体制	業務の実施体制	(8)	必須	業務が遂行可能な体制の確保がなされているか。	10	—
2.3 業務従事者の要件	業務経験・能力	(9)	必須	調査・分析・提案の実務経験が複数回ある等により、調査・分析・提案に関する知識を持っているか。	10	—
3 保全体制						
3.1 実施体制上、共通的な評価要素	個別に要求する特定の経験、資格、業績等とは別に共通的に評価すべき要素	(10)	必須	本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないこと。	10	—
4 ワークライフバランス等の推進に関する指標						
4.1 ワークライフバランス等の推進に関する指標	ワークライフバランス等の推進状況	(11)	任意	次の要件のいずれかを満たす事業者であるか。 ①ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあつては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けていること。 ②女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が終了していないものに限る。）を策定していること。（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）	—	5
5 賃上げを実施する企業に対する評価						
5.1 賃上げの表明	賃上げ表明の実施及び表明書の提出	(12)	任意	・令和7年度における対前年度比、又は令和7年における前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 ・令和7年度における対前年度比、又は令和7年における前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	—	5
合計					70	70

ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準

評価項目	評価等の区分※1		配点
ワークライフバランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	プラチナ えるぼし ※2	5
		えるぼし 3段階目 ※3	4
		えるぼし 2段階目 ※3	4
		えるぼし 1段階目 ※3	4
		行動計画※4	1
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん※5	5
		くるみん(令和4年4月1日以降の基準)※6	4
		くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)※7	4
		トライくるみん※8	4
		くるみん(平成29年3月31日までの基準)※9	1
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		4
	該当なし		0

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※9の認定を除く。)

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

技術評価項目一覧表

件名:令和7年度 施設整備に係る情報発信調査検討役務

項目	細部項目	提案要求項目	評価区分	基礎点	加点	合計	提案書 項番号
1 実施計画	1.1 業務の目的	業務の目的	必須 任意	15 -	- -	15	
	1.2 実施スケジュール	全体スケジュール、仕様書各項目の実施手順	必須 任意	10 -	- 15	25	
	1.3 調査内容及び提案方法の妥当性・実現性	調査内容及び提案方法	任意 任意	- -	15 15	30	
2 実施体制	2.1 契約相手方の要件	業務経験・能力	必須 任意	15 -	- 15	30	
	2.2 業務の実施体制	業務の実施体制	必須	10	-	10	
	2.3 業務従事者の要件	業務経験・能力	必須	10	-	10	
3 保全体制	3.1 実施体制上、共通的な評価要素	個別に要求する特定の経験、資格、業績等とは別に共通的に評価すべき要素	必須 任意	10 -	- -	10	
4 ワークライフバランス等の推進に関する指標	4.1 ワークライフバランス等の推進に関する指標	ワークライフバランス等の推進状況	必須 任意	- -	- 5	5	
5 賃上げを実施する企業に対する評価	5.1 賃上げの表明	賃上げ表明の実施及び表明書の提出	必須 任意	- -	- 5	5	
合計				70	70	140	

「令和7年度 施設整備に係る情報発信調査検討役務」に関する
質問状

令和7年 月 日

社名			
住所			
TEL		FAX	
E-mail			
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

令和7年度 施設整備に係る情報発信調査検討役務
評価手順書

2025年（令和7年）8月

防 衛 省

1 総則

1.1 適用範囲

本書は、「令和7年度 施設整備に係る情報発信調査検討役務」に係る評価手順について規定する。

2 落札方式及び総合評価点の計算方法

2.1 落札方式

次の要件を全て満たす者のうち、2.2の総合評価点が最も高い者を落札者とする。

- a) 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- b) 応札資料作成要領の別添「技術評価項目一覧表」に記載される要件のうち、[評価区分]が[必須]とされる[提案要求項目]（以下、「必須項目」という。）を全て満たしていること。

2.2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

$$\text{○技術点} = \text{基礎点} + \text{加点}$$

$$\text{○価格点} = \text{価格点の得点配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

技術点は、応札資料作成要領の別添「技術評価項目一覧表」の[提案要求項目]ごとに各評価者が採点した基礎点と加点を合算したものの平均点（小数点以下第3位を四捨五入とする。）を算定し、その合計点から算出。ただし、基礎点の対象となる要件については1名の評価者が評価を実施することとし、一つでも要求事項を満たしていない場合は、その応札者は不合格とする。

※基礎点・・・必須項目に設定される評価点

※加 点・・・「技術評価項目一覧表」に記載される要件のうち、[評価区分]が[任意]とされる[提案要求項目]に設定される評価点

※技術点の配分上限値は140点（基礎点：70点、加点：70点）

※価格点の配分上限値は70点

3 評価の手続き

3.1 技術評価

技術点により技術評価を行う。

（技術点の評価方法は、後述の「4 技術点の評価方法」を参照のこと）。

3.2 総合評価

「3.1 技術評価」を通過した応札者について、総合評価点を算出し、最も高い応札者を落札者とする。

4 技術点の評価方法

4.1 評価項目における得点配分

応札資料作成要領の別添「技術評価項目一覧表」のとおり。

4.2 基礎点評価

別添「技術評価基準表」に示す〔評価の観点〕に沿って行い、要件を満たしている場合は、4.1 項に示す得点を配分し、満たしていない場合は、不合格とする。

4.3 加点評価

別添「技術評価基準表」に示す〔評価の観点〕に沿って行い、要件を満たす度合いに応じて、4.1 項に示す得点を上限とし、配分する。

5 落札者の決定

- a) 入札者の入札価格が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、「2.2 の総合評価点の計算」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、予算決算及び会計令第 84 条の規定に該当する場合は、予算決算及び会計令第 85 条の基準（予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額）を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合において、入札参加者は当省の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。
- b) a) の調査の結果、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 1 項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。
- c) 落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者又はその代理人にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- d) 契約担当官等は、落札者を決定したときには、その氏名（法人の場合はその名称）及び金額を書面で通知する。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び技術の得点）の提供を要請することができる。

技術評価基準表

件名: 令和7年度 施設整備に係る情報発信調査検討役務

項目	提案要求項目	番号	評価区分	評価の観点	基礎点	加点
1 実施計画						
1.1 業務の目的	業務の目的	(1)	必須	仕様書の内容を理解し記述されているか。	15	—
1.2 実施スケジュール	全体スケジュール、仕様書各項目の実施手順	(2)	必須	契約期間における全体スケジュールが記載されており、中間報告、進捗状況報告、打合せの時期等が具体的に示され、日程等に無理がなく、実現性のある計画となっているか。	10	—
		(3)	任意	事業成果の達成のために、作業手順等が効率的であるか。	—	15
1.3 調査内容及び提案方法の妥当性・実現性	調査内容及び提案方法	(4)	任意	仕様書3.(2)記載の収集・分析業務について、収集・分析内容が全て記載され、具体的な実施方法が全て記載されているか。	—	15
		(5)	任意	仕様書3.(2)記載の情報発信方法の提案・資料作成業務について、留意点が記述され効果的な案が記載されているか。	—	15
2 実施体制						
2.1 契約相手方の要件	業務経験・能力	(6)	必須	官公庁が発注した情報発信に関する調査・分析・提案業務又はこれらに類似する調査・分析・提案業務を実施した経験があるか。	15	—
		(7)	任意	防衛省が行う情報発信に関する調査・分析・提案業務又はこれらに類似する調査・分析・提案業務を実施した経験があるか。	—	15
2.2 業務の実施体制	業務の実施体制	(8)	必須	業務が遂行可能な体制の確保がなされているか。	10	—
2.3 業務従事者の要件	業務経験・能力	(9)	必須	調査・分析・提案の実務経験が複数回ある等により、調査・分析・提案に関する知識を持っているか。	10	—
3 保全体制						
3.1 実施体制上、共通的な評価要素	個別に要求する特定の経験、資格、業績等とは別に共通的に評価すべき要素	(10)	必須	本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないこと。	10	—
4 ワークライフバランス等の推進に関する指標						
4.1 ワークライフバランス等の推進に関する指標	ワークライフバランス等の推進状況	(11)	任意	次の要件のいずれかを満たす事業者であるか。 ①ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあつては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けていること。 ②女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が終了していないものに限る。）を策定していること。（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）	—	5
5 賃上げを実施する企業に対する評価						
5.1 賃上げの表明	賃上げ表明の実施及び表明書の提出	(12)	任意	・令和7年度における対前年度比、又は令和7年における前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 ・令和7年度における対前年度比、又は令和7年における前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	—	5
合計					70	70

ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準

評価項目	評価等の区分※1		配点
ワークライフバランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	プラチナ えるぼし ※2	5
		えるぼし 3段階目 ※3	4
		えるぼし 2段階目 ※3	4
		えるぼし 1段階目 ※3	4
		行動計画※4	1
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん※5	5
		くるみん(令和4年4月1日以降の基準)※6	4
		くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)※7	4
		トライくるみん※8	4
		くるみん(平成29年3月31日までの基準)※9	1
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		4
	該当なし		0

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※9の認定を除く。)

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定